＋　－	
＋　－	
＋　－（部位　）	

に、

1　身　長	［　　］m
2　肺活量予測値	［　　］ℓ

年齢満［　　］歳

を

1．身　長	［　　］m
2．1秒量予測値	［　　］ℓ

年齢満［　　］歳

3．肺活量予測値［　　］ℓ

に、

％肺活量	□□□.□　％
V̇25／身長(m)	□.□□ℓ／sec／m

□□□.□％

□.□□ℓ／sec／m

を

％1秒量	□□□.□　％
％肺活量	□□□.□　％

□□□.□％

□□□.□％

に、「ＴＯＲＲ」を「Ｔｏｒｒ」に、

エックス線特殊撮影	撮影法（らせんＣＴ、その他（　　））
	所　見

を

エックス線特殊撮影

に改める。

年月日	年　月　日
撮影法	らせんＣＴ、その他（　　）
所　見	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に交付され、又は提出されている第一条の規定による改正前のじん肺法施行規則様式第三号によるじん肺健康診断結果証明書並びに第二条の規定による改正前の労働安全衛生規則様式第八号による健康管理手帳及び同令様式第九号による健康管理手帳による健康診断実施報告書は、それぞれ第一条の規定による改正後のじん肺法施行規則様式第三号によるじん肺健康診断結果証明書並びに第二条の規定による改正後の労働安全衛生規則様式第八号による健康管理手帳及び同令様式第九号による健康管理手帳による健康診断実施報告書とみなす。

○国土交通省令第三十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百三十九号）の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表第一号中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令」を「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令」に改める。

第八条の四第二項中「承認申請書」を「前項の承認申請書」に改める。

第八条の五第二項中「承認証」を「前項の承認証」に改める。

第八条の六中「承認証の交付」を「前条第一項の承認証の交付」に、「承認証を」を「当該承認証を」に改める。

第八条の七第一項及び第八条の八中「承認証の交付」を「第八条の五第一項の承認証の交付」に改める。

第十二条の十七の六の次に次の七条を加える。

（硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のためにする船舶における燃料油の使用に係る承認の申請等）

第十二条の十七の六の二　法第十九条の二十一第五項の承認を受けて、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために船舶において基準適合燃料油以外の燃料油を使用しようとする者は、当該船舶ごとに、承認申請書を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

2　前項の承認申請書は、第一号の十三様式によるものとする。

3　地方運輸局長は、承認のため必要があると認める場合は、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査の計画書その他必要な書類の提出を求めることができる。

（承認証の交付）

第十二条の十七の六の三　地方運輸局長は、法第十九条の二十一第五項の承認をしたときは、申請者に承認証を交付しなければならない。

2　前項の承認証は、第一号の十四様式によるものとする。

（承認証の備置き）

第十二条の十七の六の四　前条第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る船舶内に、当該承認証を備え置かなければならない。

（承認証の再交付）

第十二条の十七の六の五　第十二条の十七の六の三第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、又はき損したときは、地方運輸局長に承認証再交付申請書を提出し、その再交付を受けることができる。

2　前項の承認証再交付申請書は、第一号の十五様式によるものとする。

3　第一項の承認証再交付申請書には、第十二条の十七の六の三第一項の承認証（き損した場合に限る。）を添付しなければならない。

4　第十二条の十七の六の三第一項の承認証を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した承認証は、その効力を失うものとする。